

JAB MS303-2008 の認定審査における適用について

2008 年 5 月 30 日付けで発行いたしました JAB MS303「「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針 - 先進的サーベイランス・再認証手順 - 」2008 版(以下、MS303 という)は、JAB MS200-2007 2.3 の規定にかかわらず、下記のとおり認定審査に適用いたします。

記

認証機関は、次の要領により 2008 年 5 月 30 日から JIS Q 17021(JAB MS100)を認定の基準として適用する認定審査(移行審査を含む)の指針として、JAB R300-2006 付属書 5 及び JAB RE300-2006 付属書 3 (以下、R/RE300 という)にかえて、MS303 を選択することができます。ただし、2008 年 9 月 15 日以降は、MS303 の適用を必須とします。MS303 を適用する場合、JAB MS200-2007 付属書 B は、別紙資料のとおり読み替えるものとします。

a) 認定審査が進行中の認証機関

本協会に申し出ることにより、適用する指針を R/RE300 にかえて、MS303 に変更することができます。

b) 今後認定審査が開始(受理など)される機関

1) 2008 年 9 月 14 日までに認定審査が開始される機関

認定審査の開始に当たって、本協会に申し出ることにより、適用する指針として MS303 を選択することができます。

2) 2008 年 9 月 15 日以降認定審査が開始される機関

MS303 の適用が必須となります。

以上

JAB MS200-2007 附属書 B 読み替え対照表

項番号	該当箇所	読み替え
B2.1 c)	JAB R300 附属書 5 の 1.3 ~ 1.5 項、又は JAB RE300 附属書 3 の 3.2.3 ~ 3.2.5 項	JAB MS303 の 1.3 ~ 1.5 項
B2.1 d)	(JAB R300 附属書 5 の 1.3.1 d)及び f)、又は JAB RE300 附属書 3 の 3.2.3.1 e)及び g)参照)	(JAB MS303 の 1.3.1 e)及び g) 参照)
B2.1 e)	(JAB R300 附属書 5 の 1.1 2) 及び 1.4 f) / JAB RE300 附属書 3 の 3.2.1 2)及び 3.2.4 f)参照)	(JAB MS303 の 1.1 2) 及び 1.4 f)参照)
B2.1 i)	(JAB R300 附属書 5 の 1.3.2 b)及び 1.4 b)/ JAB RE300 附属書 3 の 3.2.3.2 b)及び 3.2.4 b))	(JAB MS303 の 1.3.2 b) 及び 1.4 b))
B2.5	JAB R300 附属書 5 の 1.3.1 及び 1.3.2 / JAB RE300 附属書 3 の 3.2.3.1 及び 3.2.3.2	JAB MS303 の 1.3.1 及び 1.3.2